

不適正事務処理に係る課題等整理表

区分	現 状	課 題	原 因	再発防止の方向性
(1) システムログイン時の認証	・生活保護システムは、個人ID・パスワード入力によりログインする仕組みとなっている。	① 個人ID・パスワードによるログイン認証を行っているため、漏洩した場合、システムへのログインが可能となる。 ② 個人ID・パスワードの管理が徹底されていない。	・不正行為への意識の欠如 ・個人ID・パスワードによるログイン認証 ・情報セキュリティへの意識の欠如 ・不正行為への意識の欠如	イ. 運用変更 ウ. 事務手順の再確認 エ. 研修の実施
(2) 決裁方法	・正規の決裁（紙決裁）を経なくてもシステム上の決裁登録をすれば支出可能となっている。 ・決裁の押印の漏れが生じている。 ・決裁件数が多い。	① 決裁権者の決裁後にシステム上の決裁登録処理を行う必要があり、経理担当職員がシステム上の決裁登録を行っている。 ② 桜福祉事務所では、決裁権者の押印のない保護決定調書についても経理担当職員がシステム上の決裁登録処理を行っていた。 ③ 桜福祉事務所では、決裁権者が虚偽の報告により押印漏れと誤信し、保護決定調書に押印していた。 ④ 保護の決定以外にも多くの決裁処理が必要であり、決裁権者の負担が大きくなっている。 ⑤ 桜福祉事務所では、生活保護システムのバーコード処理が行えない際に、保護決定調書を確認せずに、手処理で決裁登録処理を行っていた。	・紙決裁とシステム上の決裁の二重処理 ・決裁登録の機能を経理担当職員に付与していた ・決裁登録の機能を経理担当職員に付与していた ・不正行為への意識の欠如 ・コンプライアンスへの意識の欠如（ルールより信頼を優先とする風土、上席者の指示に安易に従う風土） ・経理担当者のチェック機能に関する統一したルールの未整備 ・締め処理に間に合わせないといけないという意識 ・決裁権者としてのチェック機能の不足 ・コンプライアンスへの意識の欠如（ルールより信頼を優先とする風土） ・不正行為への意識の欠如 ・決裁処理の多さに伴う注意力の低下 ・不正行為への意識の欠如 ・経理担当者としてのチェック機能の不足 ・経理担当者のチェック機能に関する統一したルールの未整備 ・締め処理に間に合わせないといけないという意識	ア. システム改修 イ. 運用変更 エ. 研修の実施 オ. マニュアルの整備 カ. 組織等改正
(3) 経理の役割	・経理担当者の職務として、紙決裁上の決裁印を確認後、保護決定調書の内容を確認することなくシステム上の決裁登録処理を行っている。 ・支給明細書（点検用）の点検方法が誤っていた区がある。 ・原則として経理担当者が保護決定通知書の送付を行うが、ケースワーカーが行う場合もある。	① 経理担当職員は紙決裁したものをシステム上の決裁につなぐ重要なポイントだが、経理の意識が会計事務に偏っている。 ② 桜福祉事務所では、未決裁の保護決定調書が残っている状況で支給明細書（点検用）を出力して点検を実施していた。 ③ 経理状況調が形骸化しており、本来のチェック機能を果たしていなかった。 ④ 今回の事案では、保護決定通知書を送付したか不明である。	・締め処理に間に合わせないといけないという意識 ・経理担当者としてのチェック機能の不足 ・経理担当者のチェック機能に関する統一したルールの未整備 ・不正行為への意識の欠如 ・経理担当者及び取りまとめ課（生活福祉課）としてのチェック機能の不足 ・不正行為への意識の欠如 ・保護決定調書のみで決裁されていたため、経理担当職員に保護決定通知書が回付されなかった。 ・経理担当者としてのチェック機能の不足	イ. 運用変更 エ. 研修の実施 オ. マニュアルの整備
(4) 組織体制	・課長、査察指導員、ケースワーカー、経理担当職員の役割は明確化されているが、十分に内部牽制が効いていない。	① ケースワーカーと経理担当職員が同じ執務室にいるので、不正が起こる可能性がある。 ※ 年長者に頼まれたら断りづらい。 ※ 身内に甘くなり内部牽制が効かない。 ② ケースワーカーが1人1地区担当となっている。 ③ 桜福祉事務所では、当該被保護世帯を組織的に把握していなかった。 ④ 色々な作業に対して、マニュアル等が存在していないことや、分散されすぎていて経験の無い職員が発見するのが難しい状態である。 ⑤ 査察指導員や課長の業務経験に差があると過度な信頼が生まれ、内部牽制が効き辛くなる。	・不正行為への意識の欠如 ・コンプライアンスへの意識の欠如（ルールより信頼を優先とする風土、上席者の指示に安易に従う風土） ・処遇困難な事案等に関する組織的な把握の不足 ・福祉事務所内における情報共有の不足 ・査察指導員、課長等の職責に応じた業務マネジメントに係るマニュアル等の未整備 ・生活保護ケースワーカー経験のない査察指導員や課長が配置される場合がある	イ. 運用変更 エ. 研修の実施 オ. マニュアルの整備 カ. 組織等改正

区 分	現 状	課 題	原 因	再発防止の方向性
		⑥ 大宮福祉事務所では、当該職員が長期間にわたり訪問調査を行っていなかったことを組織的に把握していなかった。	・組織としての進行管理が不十分 ・査察指導員、課長等の職責に応じた業務マネジメントに係るマニュアル等の未整備	
		⑦ 大宮福祉事務所では、当該被保護世帯の他区への転居事実があったが、両福祉事務所間の事務移管が行われていなかった。	・組織としての進行管理が不十分 ・査察指導員、課長等の職責に応じた業務マネジメントに係るマニュアル等の未整備 ・地区担当の継続する場合等、イレギュラー処理に係るルールの未整備	
		⑧ 大宮福祉事務所では、当該職員が大宮福祉事務所から異動したが、後任となる職員に対する事務引継ぎが行われていなかった。	・組織としての進行管理が不十分 ・査察指導員、課長等の職責に応じた業務マネジメントに係るマニュアル等の未整備 ・地区担当の継続する場合等、イレギュラー処理に係るルールの未整備	
(5) システムの不備等	・生活保護システムの設定に不備があり、また、機能を悪用することが可能になっている。	① 高額な生業費が入力可能となっていた。 ※システム設定変更済み	・システム設定上の不備	ア. システム改修 イ. 運用変更
	② 査察指導員の管理機能でデータの修正が可能となっていた。 ※システム設定変更済み	・システム設定上の不備		
	③ 容易に一時扶助等の入力が出来てしまう。	・決裁権者のチェック機能の不足		
(6) 文書管理	・公文書の取扱いについてルールが守られていない。	① 当該職員が公文書を個人的に保管していた。	・コンプライアンスへの意識の欠如（公文書管理への意識の低さ） ・申請書類の文書管理の不徹底	イ. 運用変更 ウ. 事務手順の再確認 エ. 研修の実施
		② 当該被保護世帯の保護台帳が作成されていなかった。	・コンプライアンスへの意識の欠如（公文書管理への意識の低さ） ・保護申請者の組織的把握の不足	
(7) 制度教育	・生活保護ケースワーカー経験のない査察指導員や課長（所長）が審査・決裁を行っている場合がある。	① 管理職員への教育	・査察指導員、課長等の職責に応じた研修の未実施	イ. 運用変更 エ. 研修の実施 オ. マニュアルの整備